

太陽光発電設備廃棄等費用積立への 対応について

1. 常陽銀行の概要

項目	内容
名称	株式会社常陽銀行
創立	1935年7月30日
本店所在地	茨城県水戸市南町二丁目5番5号
資本金	851億円
拠点	国内:183店(茨城県147、福島県10、栃木県8、千葉県7、東京都6、埼玉県3、宮城県1、大阪府1) 海外:4駐在員事務所(上海、シンガポール、ニューヨーク、ハノイ)
従業員数	3,320人
預金	8兆7,291億円
貸出金	6兆5,947億円
自己資本比率	連結11.91%(国内基準) 単体11.41%
格付	格付投資情報センター(R&I) A+ ムーディーズ A2

2019年3月31日現在

2. 茨城県の太陽光発電FIT認定件数・容量

- 茨城県は全国的に見ても太陽光発電(10kW以上)におけるFIT認定件数・容量ともに多い(累計認定件数・容量 全国1位:2018年12月末時点)

		単位: 件					
		10kW以上					
		50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上	
1	茨城県	45,776	43,319	1,092	634	669	62
2	愛知県	42,737	41,050	1,249	268	149	21
3	千葉県	37,090	35,346	786	407	512	39
4	静岡県	36,736	35,360	880	223	231	42
5	群馬県	36,103	34,479	1,004	309	285	26
6	栃木県	32,228	30,746	715	300	406	61
7	兵庫県	28,298	26,546	944	390	349	69
8	長野県	26,693	25,550	815	163	142	23
9	岐阜県	25,997	24,923	716	188	153	17
10	埼玉県	25,768	24,711	675	195	179	8
	合計	736,536	701,974	18,170	7,152	8,023	1,217

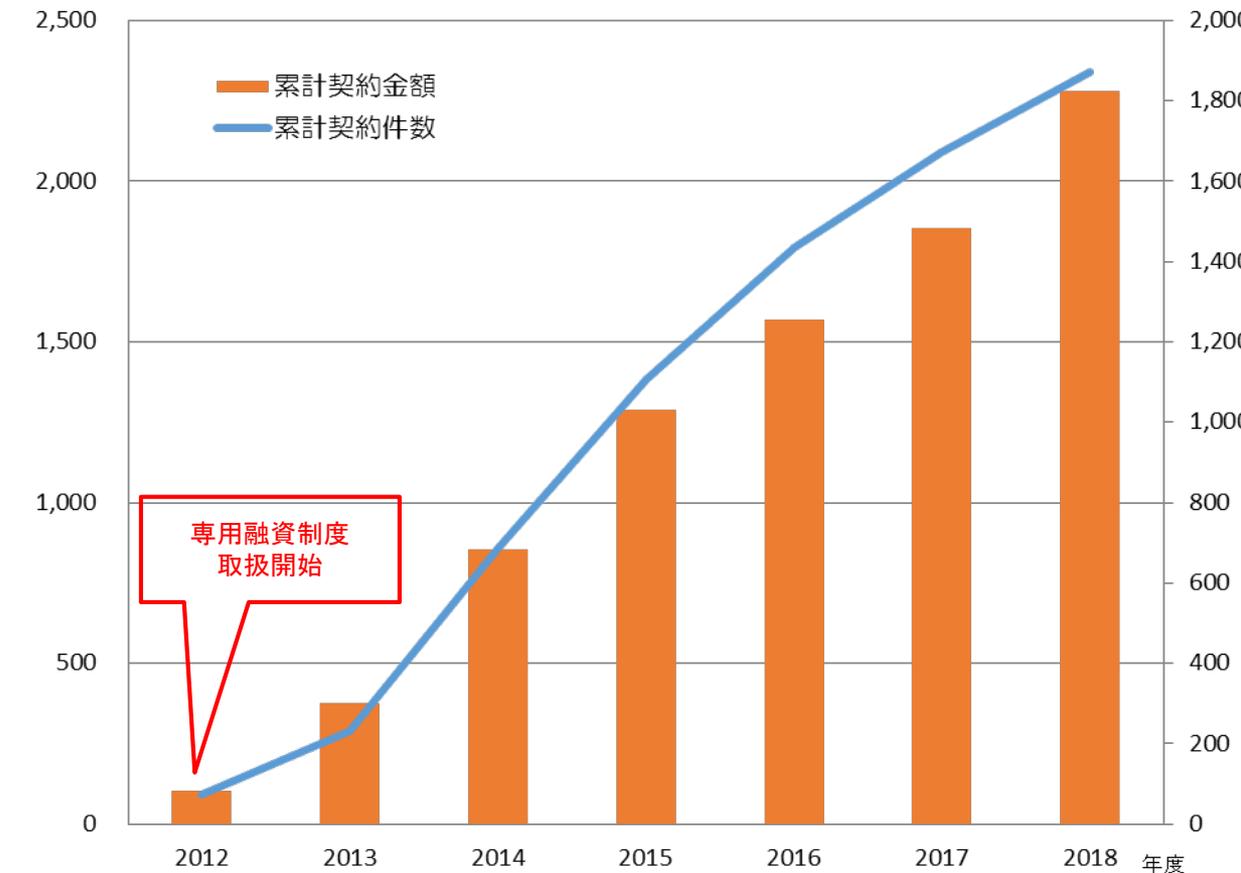
		単位: kW					
		10kW以上					
		50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上	
1	茨城県	4,440,031	1,591,642	310,190	440,780	1,021,770	1,075,650
2	福島県	3,689,976	434,922	84,870	123,414	441,500	2,605,271
3	千葉県	3,224,512	1,188,529	205,834	279,281	800,443	750,426
4	栃木県	3,154,399	1,052,055	182,320	205,246	634,214	1,080,565
5	宮城県	2,773,338	415,453	58,435	91,068	417,122	1,791,260
6	鹿児島県	2,609,341	779,543	90,166	236,042	647,514	856,076
7	群馬県	2,605,757	1,189,791	248,111	202,248	439,846	525,762
8	兵庫県	2,478,568	690,515	243,336	258,936	496,844	788,937
9	三重県	2,450,272	663,777	207,469	208,437	460,865	909,723
10	静岡県	2,248,302	914,126	210,714	150,689	348,827	623,947
	合計	66,506,753	20,442,880	4,579,464	4,944,380	12,215,820	24,324,210

出典:資源エネルギー庁HP掲載データ

3. 弊行の太陽光発電事業向け融資の件数及び金額推移

- 2012年7月に、太陽光発電事業向け融資制度(コーポレート向け)を創設し、地元のニーズに応じてきた結果、以下の件数・金額の推移となっております。

太陽光発電事業向け融資の累計契約件数及び累計契約金額



借主資格	法人、個人事業主
資金使途	①新規設置、②建設期間中のつなぎ資金、 ③借換、④中古物件購入
融資金額	所要資金の範囲内
融資期間	FIT期間-1年以内
返済方法	元金均等返済

4. 弊行の太陽光発電事業向け融資の内容

▶ 累計契約件数・契約金額推移

コーポレートファイナンス

単位: 件、億円

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
単年度契約件数	90	195	563	523	401	292	234	2,298
単年度契約金額	70	175	324	225	151	144	110	1,199

プロジェクトファイナンス*

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
単年度契約件数	1	3	5	5	8	6	11	39
単年度契約金額	10	46	58	123	72	83	230	622

*プロジェクトファイナンスでは、銀行団による協調融資が多い。

合算

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
単年度契約件数	91	198	568	528	409	298	245	2,337
単年度契約金額	81	221	381	349	222	227	341	1,822

▶ 残存期間別件数・残高(2019年3月末時点)

コーポレートファイナンス

単位: 件、億円

	～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	合計
件数	160	361	1,261	504	3	2,289
残高	69	130	518	197	2	916

プロジェクトファイナンス*

	～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	合計
件数	1	3	7	18	4	33
残高	26	17	68	194	46	351

*プロジェクトファイナンスでは、銀行団による協調融資が多い。

合算

	～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	合計
件数	161	364	1,268	522	7	2,322
残高	95	147	586	391	48	1,268

5. コーポレート案件と信判断における廃棄等費用の取扱について

- 弊行で取扱うコーポレート案件は、与信判断に使用する収支計画(キャッシュフロー)において、以下の考え方から廃棄等費用を織り込んでいない。
 - 2018年4月に廃棄等費用の積立は努力義務から義務化となったが、積立方法の定めがないため、事業者の任意扱いとしている(自主性に委ねている)。
 - 有事の際の資金手当てとして一定程度のリザーブ(資金ストック)をしている案件もあり、こうした案件の中には、融資完済後についてはこのリザーブをそのまま撤去費用として充当することを企図しているケースもある。
 - FIT期間満了日の数年前を融資の最終期限としているため、FIT期間満了と同時に撤去するとしても、融資完済後のキャッシュフローは潤沢であることから、融資完済後の裕度期間で当該費用の積立開始を企図しているケースもある。
 - 追加資金拠出能力を一定程度有している企業であることを、与信判断の材料の一つとしている。
 - ストレスをかけてもなおキャッシュフローが回る案件に限定して取り組んでいるため、ほぼ全ての案件において、実際には収支に余力ある状態を確保できている。
 - 太陽光発電設備の発電量低下や不具合等を主因とするデフォルト案件(施工業者の倒産等を除く)は、ほとんど無い(なお、発電所の運営は順調であるが、コーポレートの本業不調につき、当該発電所(担保物件)の任意売却に至った案件は有り)。

6. 廃棄等費用の源泉徴収的な外部積立を制度化することにより想定される影響

1. 今後の新規案件への影響

- ✓ 源泉徴収による運用となれば、積立に係る事業者の任意性は全く無くなることから、弊行の与信審査におけるキャッシュフロー検証上も、織り込むこととなる。そのため、同一の案件だとしても、従来よりも融資可能額が減る可能性が高い。

2. 既存案件への影響

- ✓ 源泉徴収による運用(すなわち売電収入の低下)となれば、源泉徴収する金額・期間・方法にもよるが、実際にこれまでに積立を実施していない事業者は、手残り資金(配当等)はその分だけ減少する。現状のキャッシュフロー余力状況にもよるが、中には融資返済に支障をきたす案件もあるものと思われる。

(参考) 地元自治体による廃棄等費用積立制度

○北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例(一部抜粋)

(平成29年12月25日条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、環境への負荷を低減するために再生可能エネルギーの導入が拡大する中で、とりわけ、市において太陽光発電施設が増加していることに伴い、太陽光発電施設を適切に運用し、また将来的に大量に発生する廃棄物へ備えることが地球の安全の確保にとって重要となっていることに鑑み、太陽光発電施設の適正な管理について必要な事項を定めることにより、地球環境の保全を図り、もって市民の良好な居住環境を維持することを目的とする。

(対象設置者の責務)

第5条 対象設置者は、(省略) 太陽光発電施設の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立を行わなければならない。(以下省略)

○北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例施行規則(一部抜粋)

(平成29年12月25日規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第4条 (省略)

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電施設を速やかに撤去すること

イ 太陽光発電施設の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

ウ 太陽光発電施設の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ (省略)

(費用の積立)

第5条 条例第5条の規定により積立てる費用は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第6号の規定により太陽光発電施設の設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の100分の5以上の額とする。

(以下省略)

(参考) 地元自治体による廃棄等費用積立制度

2018年6月25日(月)

太陽光発電整備で協定 廃止後費用の計画的積立求める

北茨城市と茨城ソーラー

0 ツイート 0 B! 0 チェック シェア 0

合同会社茨城ソーラー(東京)と北茨城市は21日、同社が同市市関南町神岡下地区に太陽光発電施設を整備するのに伴い、「太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定」を締結した。市では計画段階で協定を結ぶことで、地元の理解促進、地域環境保全を図り、良好な居住環境の維持を期待している。

同市では今年1月に太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例を制定。市内への太陽光発電施設の設置で、県内で初めて施設設置者に施設の災害時や廃止後の措置に充てる費用の計画的な積み立てを求める内容を盛り込んだ。出力500キロワット以上で、事業区域の面積が5千平方メートル以上の中規模施設を対象としている。

今回の事業は117万5960平方メートルの敷地にソーラーパネル約9万6千枚を設置。発電出力2万キロワットで、同市の約1万8千世帯の3分の2に供給できる発電量。2020年4月1日に運用開始を予定している。

締結式で、豊田稔市長は「これまで災害発生時などによる課題点を見てきた。市独自の条例に沿って実施してほしい」と強く要望。茨城ソーラー職務執行者の赤津忠祐さんは「責任の重さを感じている。適切な運営・管理に努めたい」と話した。(飯田勉)



太陽光発電施設整備に伴う協定を締結した豊田稔市長(右)と合同会社茨城ソーラー職務執行者の赤津忠祐さん=北茨城市役所

「太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書(案)」(一部抜粋)

(省略)

(災害時及び廃止後の措置のための費用の確保)

第12条 乙は、災害時の措置並びに発電事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的に資金の積み立てを行うものとする。また、この積み立てには、FIT法施行規則の規定により太陽光発電施設の設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の〇%以上を毎年積み立て、〇年以内に建設費の5%以上を確保するものとする。

- 乙は、前項に規定する資金の積み立ての状況を、12ヶ月ごとに甲に報告するものとする。
- 乙は、前項に規定する報告には、報告日以降の積み立て計画も併せて甲に報告するものとする。

出典:北茨城市HP

出典:茨城新聞社

以 上